明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**六〇）　一

〔告　示〕

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条に規定する業務を行う者を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**八）　二

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第三十三条に規定する業務を行う者の指定をした件の一部を改正する件（**同**九）

○戸籍が滅失した件（**法務**二〇七）

○日本国に帰化を許可する件（**同**二〇八）

○貧困農民支援に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一五三）

○ベトナムテレビ番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一五四）　三

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの輸入数量を告示する件（**財務**一四六）

○平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（**同**一四七）

○平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（**同**一四八）

○中央卸売市場の開設に係る告示事項の変更に関する件（**農林水産**六二〇）

○中央卸売市場の開設に係る認可を失効する件（**同**六二一）

○中央卸売市場開設区域を変更する件（**同**六二二）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**六二三～六二六）

○保安施設地区の指定をする件（**同**六二七）

○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件（**経済産業**九三）

○直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**五三〇）

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**同**五三一、五三二）

○航路標識に関する件（**海上保安庁**五三、五四）

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**北陸地方整備局**六八）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**中部地方整備局**一〇三）　四　五　六　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　防衛省　三

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

適格機関投資家、証票無効関係　九

裁判所

相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

参議院共済組合定款の一部変更関係　三〇

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

省　令

○厚生労働省令第六十号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条及び第百九条の十第一項第四十二号並びに日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第三十八条第五項第三号トの規定に基づき、国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（政府管掌年金事業の運営に関する事務の特例）

9　法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項各号に掲げるもののほか、平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金（次項において「臨時福祉給付金」という。）の支給に関する事務（当該給付金の加算措置に係るものに限る。）とする。

（機構への事務の委託の特例）

10　法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、第百十六条各号に掲げるもののほか、臨時福祉給付金の支給の事務（当該給付金の加算措置に係るものに限る。）に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）とする。

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第二条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一条を加える。